広渡川国有林の地域別の森林計画書

変更計画書

［令和３年12月変更］

（広渡川森林計画区）

計画期間（自　令和２年４月１日　至　令和12年３月31日）

九州森林管理局

変更する理由

全国森林計画（令和３年６月 15 日閣議決定）に即し、林産物の搬出方法を追加し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法及び計画量等について変更するものである。

　また、串間市の市木地区海岸は、これまで潮害防備保安林として保安林の用に供してきたが、現状は海岸（砂浜）の変化に伴い、潮害飛砂によって前線の植生衰退が確認され保安林機能回復のため、植栽工を実施する必要があるためである。

　なお、本変更計画の効力は、令和４年４月１日より生じる。

目　　次

Ⅱ　計画事項

第３　森林の整備に関する事項 …… ３
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） …… ３
(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… ３
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 …… ３
(3)　林産物の搬出方法等 …… ３
第５　計画量等 …… ３
１　間伐立木材積その他の伐採立木材積 …… ３
２　間伐面積 …… ３
３　人工造林及び天然更新別の造林面積 …… ３
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画 …… ４

（附）参考資料

７　持続的伐採可能量
第１表　主伐（皆伐）上限量の目安（年間）　……　７

８　主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月16日付け２林整整第1157号）　……　７

Ⅱ　計画事項

Ⅱ　計画事項

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえて行うこととし、第２の１に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)～(２)　(略)

(3)　林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえて行う。

イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

第５　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位　材積：千㎥

区　分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総　数	3675	3013	661	2351	1928	423	1324	1085	238
うち前半５年分	1859	1525	335	1189	975	214	670	550	121

注　総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

２　間伐面積

単位　面積：ha

区　分	間伐面積
総　数	12,206
うち前半５年分	6,177

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区　分	人工造林	天然更新
総　数	3,607	190
うち前半５年分	1,789	94

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

(2)　実施すべき治山事業の数量

単位　地区

	森林の所在				
市町村	区域(林班)	治山事業 施工地区数	うち 前半５カ年	主な工種	備考
日南市	2～84、86～128、 130～155、157～160、 162～173、177、 1036～1038、 1043～1045、	175	116	渓間工 山腹工 護岸工 本数調整伐 植栽工外	
串間市	2001～2028、 2030～2049、 2051～2055、 2057～2086、	85	48	渓間工 山腹工 護岸工 本数調整伐 植栽工外	
総数		260	164		

（附） 参 考 資 料

7　持続的伐採可能量

第１表　主伐（皆伐）上限量の目安（年間）　　単位　材積：千m3

主伐（皆伐）上限量の目安（千㎥）
２３６

8　主伐時における伐採・搬出指針の制定

２林整整第1157号
令和３年３月16日

主伐時における伐採・搬出指針

1　目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

2　定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

（１）集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

（２）土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3　伐採の方法及び区域の設定

①　持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。

②　林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等については、森林所有

者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。

③　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

④　林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて渓流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

⑤　気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

４　集材路・土場の計画及び施工

（１）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

①　図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。

②　伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

③　やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。

④　集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。

⑤　集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。

⑥　ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。

⑦　集材路・土場の作設により露出した土壌が渓流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。

⑧　集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。

⑨　伐採現場の土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

⑩　伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行う。

（２）人家、道路、取水口周辺等での配慮

①　集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。

②　水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

（３）生物多様性と景観への配慮

①　生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。

②　集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

（４）切土・盛土

①　切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。

②　切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。

③　残土が発生した場合には、残土が渓流に流出しないよう渓流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

（５）路面の保護と排水の処理

①　雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。

②　路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

（６）渓流横断箇所の処理

①　渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。

②　洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、

必要に応じて撤去する。

5　伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

①　集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。

②　集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。

③　伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。

④　伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

⑤　枝条等が雨水により渓流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。

⑥　天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。

6　事業実施後の整理

（1）枝条・残材の整理

①　枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。

②　枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に渓流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

（2）集材路・土場の整理

①　集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。

②　伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。

③　全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を行う。

7　その他

①　森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、集材路ではなく、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設する。

②　集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第 249 号）その

他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。

③　林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。

④　この指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。